



滞在ビザの種類と滞在許可

1. ノービザ (NO VISA) / ビザなし入国 (入国ビザ免除)

ツアーなどで入国する人が主にこれを利用します。一般的に日本人が短期の観光や飛行機の乗り換えなどを目的に空路でタイ国に入国する場合に使用されます。入国時残存 6 ヶ月以上有効なパスポートを所持し、帰国もしくはタイ国から次の国に向かう航空券を持っていることが条件です。一時期ノービザでの入国回数に制限がありましたが、現在は何回でも入国可能です。しかしながら、観光等の目的ではなく "ノービザでの出国を繰り返し (IN-OUT) タイに居残る" ケースを排するため、移民部では2014年6月の通達で "査問の結果明らかにノービザの入国目的に反するとみられる場合は入国を拒否する" としました。特に陸路での出入国はご注意ください。内務省令により2017年1月より陸路でのノービザでの入国はカレンダー年で年 2 回までとされました。

- 入国時にもらえる滞在許可日数・・・最長30日間まで
- タイ入国後の滞在延長・・・最長30日間まで可能

2. トランジットビザ (TRANSIT VISA)

(省略)

3. ツーリストビザ (TOURIST VISA)

観光目的で 1 回の滞在日数が30日を超える場合に取得します。ノービザ滞在30日で足りない長期旅行者が利用します。

- 入国時にもらえる滞在許可日数・・・最長60日間まで
- タイ入国後の滞在延長・・・最長30日間まで可能



4. ノンイミгранトビザ (NON-IMMIGRANT VISA) / 短期

このノンイミгранトビザは入国目的によって、更に13種類のカテゴリーがあり、主なものは以下の通りです。

<カテゴリー-B>

『B』はBUSINESS（ビジネス）のBです。駐在員など就業を目的に入国する場合、あるいは商用で来タイする場合に使用します。ただし、このビザで入国しても労働許可証を取得しないで働けば不法就労となりますのでご注意ください。

- 入国時にもらえる滞在許可日数… 長90日間まで
- タイ入国後の滞在延長… 原則として最長1年間まで可能。その後1年毎に更新・延長が可能。

<カテゴリー-O>

『O』はOTHER（他）のOです。主に駐在員の家族がタイ国で駐在員（世帯主）と同居する場合に使用します。

- 入国時にもらえる滞在許可日数・・・最長90日間まで
- タイ入国後の滞在延長・・・原則として世帯主と同じ期間の滞在許可が取得可能です。
- 日本からタイ国に赴任される駐在員のご家族は戸籍謄本を赴任時にお持ちください。

<カテゴリー-ED>

『ED』はEDUCATION（教育）のEDです。留学やタイ語学校就学の場合に使用します。

- 入国時にもらえる滞在許可日数… 最長90日間まで
- タイ入国後の滞在延長… 原則として就学許可期間迄で、最長1年間まで可能。その後1年毎に更新・延長が可能。語学学校は3ヶ月毎の延長。

5. ロングステイビザ (LONGSTAY VISA) = ノンイミгранトビザ O/長期

ロングステイの項参照

6. 永住ビザ (IMMIGRANT VISA)

タイ国での永住権であり、種々の条件が設定され、審査をパスすれば永住権を取得できます。国籍ではありませんので、法人の株を持った場合の株は外国株となり、選挙・被選挙権・土地購入権はありません。永住権を持てば永久に滞在できますが、タイ国を1年以上留守にすると無効となります。